

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (4 1)

平成21年3月23日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

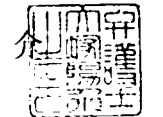
被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



同 弁護士 中 山 司



第1 緒論

- 1 被告は、今般、本件鑑定囑託機関所属の佐藤文彦教授（以下、「佐藤教授」という）から貴庁に対し、平成21年3月11日付でファクシミリ送信された「質問事項への回答」（以下、「本件回答書」という）を落手し、その内容を検討したところである。

- 2 もとより、「本件鑑定実験が瑕疵のない有効な実験として実施され、所要の結果を得て適正に終了したこと」は、もはや議論の余地のないところである。
- 3 それにも関わらず、佐藤教授に対し本件回答書を求めるに至ったのは、前日期日（平成21年2月12日）の際、原告らが、口頭にて「被告が提供したディフェンシン抗体の性能に問題があったためにディフェンシンが検出できなかったと考えざるを得ない」、「今後、被告による証明妨害を検討しなければならない」などといった愁訴を展開したことを受け、貴庁において、この点、すなわち、
- (1) 被告の提供したカラシナ・ディフェンシン抗体（以下、「被告提供ディフェンシン抗体」という）は、佐藤教授が求める性能をいずれも満たしていたこと、
 - (2) 「原告らの立証活動を妨害すべく、被告が、佐藤教授が求める性能を有しないディフェンシン抗体を故意に提供した」といった事実」が存在しないこと
- を確認すべく実施されたことによる。
- 4 本件回答書の結果、上記(1)及び(2)があらためて確認され、もって本件鑑定結果の有効性が更に担保されるに至った次第であるが、本件回答書には、貴庁からの質問（以下、「本件質問」という）に対する回答としては若干不明確な記載も散見されるため、被告は、本準備書面にて本件回答書に対する補足説明を行い、もって本件鑑定結果が顕出された際に生じた前記「原告らの愁訴」による混乱等が再発するのをあらかじめ防止することとする。

第2 本件質問がなされた経緯及び趣旨

- 1 そもそも、本件質問の実施に至った経緯は、前日期日（平成21年2月12日）において、自らのイニシアティブにより実施した本件鑑定によっても何ら自己の主張を裏付ける結果を得られなかったことが判明した原告らが、突如、口頭にて行った「被告による証明妨害があった」との主張に端を発する。
- 2 すなわち、原告らは、被告提供ディフェンシン抗体の性能に問題があり、被告が故意に性能の低い抗体を提供することによって、本件鑑定の実施を妨げたなどと主張したのである。
- 3 そこで、前記「被告提供ディフェンシン抗体は、佐藤教授が求める性能をいずれも満たしていたこと」及び「被告による証明妨害など存在しないこと」を確認すべく、被告提供抗体の性能に関し、貴庁から佐藤教授に質問事項を送付することになった。
- 4 このような経緯に照らす限り、本件質問の趣旨は、結局のところ、「被告提供ディフェンシン抗体には、原告らの立証活動に対する妨害行為と判断することが可能なほど重大な性能上の問題があったのか」というものであるといえる。
- 5 言い換えれば、本件回答書の結果、原告らの立証活動に対する妨害行為が存在しなかったことが判明した場合には、原告らが本件鑑定に異議を唱えるために弄する最終手段も根拠を欠くことになるのであるから、速やかに訴訟を終結するのが妥当であるといえる。

第3 証明妨害の不存在

- 1 被告提供ディフェンシン抗体は佐藤教授が求めた性能を満たしていたこと

(1) ディフェンシン抗体の性能に関する判断基準

ア 「被告提供ディフェンシン抗体には、原告らの立証活動に対する妨害行為と判断することが可能なほどの性能上の問題があったか否か」を判断する際には、恣意的な判断を避けるためにも、合理的根拠に基づき、客観的な判断を可能とする基準によらなければならない。

イ また、「証明妨害の存否」という、ある意味で被告の名誉にもかかわる重要な事柄に関する判断基準である以上、被告に不可能を強いるようなものは許されず、事後的な視点ではなく、被告が佐藤教授に被告提供ディフェンシン抗体を手渡す時点を基準時として、かつ、時間的費用的な観点も含め、十分に実現可能なものである必要がある。

ウ そして、本件においては、佐藤教授が、「作製に要する時間的費用的な問題」(本件回答書、質問事項1(2)に対する回答14行目)をも考慮した上で、「抗体の検出感度(力価)としてディフェンシン1-25ngを検出できること」(本件回答書、質問事項1(2)に対する回答3ないし4行目)という条件(以下、「佐藤教授提示条件」という)を提示しており、かつ、それ以外の条件は、「特に、指定はしませんでした」(本件回答書、質問事項1(1)に対する回答2行目)と明言している。

エ この佐藤教授提示条件は、原告らの言葉を借用するに、「京都大学生命科学研究科全能性統御機構学分野は、植物の機能発現機構を細胞ならびに分子レベルで解明し、その応用の基盤を築くことを主眼とし研究を行っている。現在、植物細胞の2次代謝機能の分子生物学と分子育種、光合成機能分化の研究、さらには、新規な遺伝子発現抑制法の技術的基盤の確立等を行っており、植物科学の基礎的研究から応用研究が図れる研究設備と専門的・知見をもつ研究者を有している。特に

植物遺伝子の機能解析、発現解析に関しての実績は、国内外から高い評価を受けて」(原告準備書面(15)4頁) いるなどとして、原告らが当該分野における最高水準の研究機関と評価する鑑定嘱託機関に所属の佐藤教授の高度な科学的知見に照らせば、十分に合理的な根拠に基づくものであるといえる。

オ また、佐藤教授提示条件が「ディフェンシン1-25ngを検出できること」という客観的数値で記述された明確な基準であることも考慮すれば、被告提供ディフェンシン抗体の性能に問題があったかどうかを判断するには、最も適切な基準であることは争う余地がない。

(2) 佐藤教授提示条件の充足

そして、佐藤教授は、「最終的に我々のところで確実に検出できたのは20ng程度でした」(本件回答書、質問事項1(2)に対する回答4ないし5行目)と明言しており、被告提供ディフェンシン抗体が、「性能上の問題があったか否か」の判断基準である佐藤教授提示条件を満たすものであったことは、以下のとおり、もはや争う余地のない事実である。

佐藤教授提示条件—「抗体の検出感度(力価)として、ディフェンシン
1-25ngを検出できること」

「(それ以外の条件は)特に指定はしませんでした」

本件鑑定実験の結果—「最終的に確実に検出できたのは20ng程度」

(3) 小括

したがって、被告提供ディフェンシン抗体は、佐藤教授が求める性能を十分に満たしており、いかなる意味においても、本件鑑定の遂行上、何ら問題とならなかつたことは明らかである。

2 証明妨害の不存在

- (1) このように、本件鑑定において、「被告提供ディフェンシン抗体が、佐藤教授が求める性能を十分に満たしていたこと」が確認された以上、「原告らの立証活動を妨害すべく、被告が、佐藤教授が求める性能を有しないディフェンシン抗体を故意に提供したといった事実」が存在しないこともまた明らかである。
- (2) したがって、本件回答書の結果、被告による証明妨害など成立する余地はないことは明らかである。

第4 裁判の成熟

1 本件鑑定の終了

- (1) 前記第3で述べたとおり、本件回答書によっても、被告提供ディフェンシン抗体は、佐藤教授が被告に対し予め提示した性能を十分に満たすものであったことが確認されており、本件鑑定の遂行上、何らの問題もなかったことが明らかとなった。
- (2) したがって、被告準備書面(40)で述べたとおり、本件鑑定手続は、「遺伝子組換えイネからは、ディフェンシンは流出しない」という本件鑑定結果をもって、全て適正に終了している。

2 原告らの立証予定の不存在

- (1) このように、原告らの「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシンが大量の耐性菌を生じせしめ、植物、さらには動物に悪影響を及ぼし、人類を滅ぼす」主張の最後の立証活動として、原告らのイニシアティブで行われた本件鑑定をもってしても、結局、原告らの当該主張を裏付ける結果が一切得られなかった以上、もはや原告らによる立証活動は全て尽くされたと考えざるを得ない。

- (2) よって、当事者双方の主張立証はもはや十分に尽くされたものといえるから、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」(民事訴訟法243条1項)に該当するといえ、終局裁判をすることが妥当である。

3 結語

以上の次第で、被告としては、本件訴訟が、既に「訴訟が裁判をするのに熟したとき」に至ったものと考えてるので、貴庁におかれては、速やかに本件訴訟を口頭弁論手続に移行するとともに口頭弁論を終結し、本請求を棄却する旨判断を早急に下すべきと考える次第である。

以上